

日立市防災協会事業推進部会の設置に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、日立市防災協会会則第4条に定める事業を推進するため、事業推進部会を設置しその組織運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の設置)

第2条 本会に危険物部会、防火管理部会を置く。

(部会の権能)

第3条 部会は、理事会の議決した事項の執行及び部会の運営に関する企画立案を行うものとする。

(部会の所掌事務)

第4条 部会の所掌事務は、会則第5条に掲げるもののうち次のとおりとする。

2 危険物部会

- (1) 危険物関係法令の普及徹底に関すること。
- (2) 危険物施設並びに貯蔵取扱の安全管理に関すること。
- (3) 危険物取扱者の技術指導及び研究に関すること。
- (4) 液化石油ガス施設並びに貯蔵取扱の安全管理に関すること。
- (5) 講習会、研究会及び講演会に関すること。
- (6) 消防訓練に関すること。
- (7) その他、会長が必要と認める事項。

3 防火管理部会

- (1) 防火管理関係法令の普及徹底に関すること。
- (2) 防火対象物の安全管理に関すること。
- (3) 消防用設備等の研究、改善並びに設置促進に関すること。
- (4) 防災の普及拡大に関すること。
- (5) 山林火災予防に関すること。
- (6) 防火管理者の技術指導及び研究に関すること。
- (7) 講習会、研究会及び講演会に関すること。
- (8) 消防訓練に関すること。
- (9) その他、会長が必要と認める事項。

(部会の組織)

第5条 部会は、所定の部会員を以て組織する。

(部会の役員)

第6条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部長 3名
- (3) 理事 30名以内（部会長等の役員を含む）

(部会役員の仕事)

第7条 部会長は、部会を代表し所掌事務を総理し、部会の会議の議長となる。

2 部会長は、部会の会議で議決した事項について会長に報告するとともに、理事会、総会においては所掌事務の報告並びに質問事項の説明にあたる。

3 副部会長は、部会長を補佐して部会の事務を掌理し、部会長事故あるときはその職務を代理する。

(部会役員の仕事)

第8条 部会役員の仕事は、会則第11条各項を準用するものとする。

(部会の会議)

第9条 部会の会議は、部会長がこれを招集する。

2 部会の会議は、第4条に定める所掌事務を附議し、権能は第3条に定めるところによる。

3 会議の議決は、出席役員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において議長は、部会役員として議決に加わる権利を有しない。

(部会の庶務)

第10条 部会の庶務は、事務局においてこれを処理する。

(会長の職務)

第11条 会長は部会を統括し、副会長及び理事にはかり部会長の対策及び議決に関する報告事項の採択、又は研究事案の措置を担当部会長に命じ推進させる。

2 会長は、理事会で議決した事項以外の部会の会議で議決した事項については、理事会に附議しなければならない。

(規則の変更)

第12条 この規則は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

(委任)

第13条 この規則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行し昭和58年6月7日から適用する。

附則(昭和60年5月22日)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。